

フィリピンにおける中小企業向け会計基準の展開と特徴

Development and Characteristics of Accounting Standards for SMEs in the Philippines

井上 定子*

Sadako Inoue

中小企業向け会計基準の作成モデルと策定方法を分析軸として、フィリピンにおける中小企業向け会計基準の展開とその特徴を検討した。フィリピンは旧基準から早々に中小企業版 IFRS へ移行し強制適用したが、実際には多くの SMEs が税法基準を適用しており非公式に 2 つの会計基準が併存していること、そして、同様の傾向が自国で独自に中小企業向け会計基準を展開している他の国においてもみられることを指摘した。

キーワード：中小企業向け会計基準、シングルスタンダード、ダブルスタンダード、トップダウンアプローチ、ボトムアップアプローチ

I. 背景と目的

現在、120 を超える国や地域が、上場企業および大企業に対して国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) を適用している。この動向は、中小企業についてもみられる。2009 年 7 月に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は、先進国や新興経済国の要請に応じて中小企業 (small and medium-sized entities: SMEs) を対象としたグローバルな会計基準を公表した。この中小企業版 IFRS (IFRS for SMEs) (IASB[2009]¹⁾) は、上場企業および大企業向けの完全版 IFRS (full IFRS) とは別に、その採用と適用企業については各国および地域に一任されている。IASB によれば、現在、80 を超える国々が中小企業版 IFRS の採用または採用計画を表明している (IASB[2013]²⁾ pp.1-2)。アジア地域では、フィリピンはその導入国としてあげられているが、日本は独自の中小企業向け会計基準 (ガイドライン) を作成・公表している。

このように、中小企業向け会計基準あるいはガイドラインのあり方は各国および地域により多様である。そのあり方については、IASB をはじめ独自の会計基準あるいはガイドラインを展開している国を中心に、以前より様々な議論が展開されている。

1970 年代から 1990 年代にかけて英米などの国では、会計基準の過重負担を解決することを目的として、「大 GAAP 対小 GAAP (big GAAP—little GAAP) 論」や「別途報告 (differential reporting)」

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

(2014 年 9 月 3 日受理)
©2015 UMDS Research Association

および「別途会計（differential accounting）」として中小企業向け会計基準のあり方について論じられてきた（高寺[2003]³⁾，草野[2007]⁴⁾）。2000年代では、中小企業版 IFRS が、完全版 IFRS（大企業向け会計基準）と異なる基準として展開されたことから、中小企業版 IFRS をめぐって「文書の独立性（stand-alone document）」や「クロスレファレンス（cross-reference）」という論点に焦点をあてた議論が多くみられる（藤川[2011]⁵⁾，櫛部[2012]⁶⁾）。最近では、米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）が2013年に中小企業向けの財務会計フレームワーク（Financial Reporting Framework: FRF） for SMEs（AICPA[2013]⁷⁾）を公表したことを受け、「GAAP 対 Non-GAAP 論」としてそのあり方が議論されている（Roth[2013]⁸⁾）。これらの議論は、その背景、用語そして論点は異なるが、中小企業向け会計基準が大企業向け会計基準から独立した一連のものであるかどうかという、作成する上で想定されるべき基準作成モデル（シングルスタンダードかダブルスタンダード）と、中小企業向け会計基準を大企業向け会計基準から簡素化して作成するべきか否か（トップダウンアプローチかボトムアップアプローチか）という2つの観点から整理することができる。

本稿では、先行研究にみられる2つの視点（中小企業向け会計基準の作成モデルと策定方法）による分析を通じて、アジア地域において中小企業版 IFRS を導入した国の1つであるフィリピンにおける中小企業向け会計基準の展開およびその特徴を検討することを目的とする。まず、先行研究では使用されている用語や定義に統一性があるとはいえないため、その点を整理し分析軸の明瞭化を試みる。つづいて、フィリピンにおいて公表された新旧の中小企業向け会計基準だけでなく、2013年8月に実施したインタビュー（井上[2014]⁹⁾）をもとに課題および現状についても取り上げ分析を行うとともに、フィリピンの中小企業向け会計基準の位置づけを行うことにする。これにより、フィリピンにおける中小企業向け会計基準の特徴をより明確に示すことができるとともに、中小企業版 IFRS を受け入れた他国あるいは独自にその基準を作成した国との比較が可能となる。

II. 中小企業向け会計基準のあり方に関する分析軸

本稿では、先行研究において示されたように、中小企業向け会計基準のあり方について基準作成モデルと策定方法という2つの視点からなる分析軸を用いることにしたい。1つは、基準作成モデルとしてシングルスタンダードかダブルスタンダードのいずれかを念頭に置き中小企業向け会計基準を展開すべきかという視点であり、もう1つは策定方法としてトップダウンアプローチかボトムアップアプローチのいずれに基づきその会計基準を展開すべきかという視点である。かかる分析軸に使用されている概念は、以前より様々な国や組織においてみられるが、その背景、用語や論点等が異なっている。そこで本節では、以下にあげる代表的な議論を概観することからこれらの概念を整理し、その上で分析軸を明示することにする。

1. 基準作成モデル

中小企業向け会計基準の作成モデルとして、シングルスタンダードとダブルスタンダードの 2 つがあげられる。これらの概念は、中小企業向け会計基準を大企業向け会計基準とは別個の基準として展開するべきかどうか、言い換えると、会計基準を企業の規模に応じて別途作成するべきであるかという点が論点となる（大城[2003]¹⁰⁾ p.49）。この論点は、英米を中心として 1970 年代後半から 1990 年代にかけて会計基準の過重負担という問題を解決するために議論された「大 GAAP 対小 GAAP」論」まで遡ることができる。そして、2000 年代にみられる中小企業版 IFRS の展開をめぐって「文書の独立性」や「クロスレファレンス」の問題として、そしてカナダでは「独立アプローチ（stand-alone approach）」の問題として議論されている。また、日本でも現行基準の 1 つである 2005 年に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会(ASBJ) および日本商工会議所の民間 4 団体から当時併存していた 3 つの報告書（基準）を統合する形で公表された『中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）¹¹⁾』をめぐって、同様の議論がみられる。

a. 大 GAAP 対小 GAAP 論

米国では、1970 年代後半から AICPA により中小企業向け会計基準について、そのあり方が議論されてきた。本格的動向としてまず、1974 年に Werner 委員会が設置され、小企業・非公開企業への GAAP 適用について調査がなされ、1976 年に報告書が公表された。そこでは、同一の測定原則がすべての事業体の一般目的財務諸表に適用されるべきであるとした(AICPA[1976]¹²⁾ p.8)。その後、さらに AICPA によって 1978 年に Derieux 委員会と 1981 年に Scott 委員会が設置され、会計基準の過重負担問題について、1 組の GAAP を前提にどのような免除規定を設けることにより解決してゆくかが議論された。Derieux 委員会では、Werner 委員会と同じく小企業・非公開企業に対して開示項目を一部免除する別途開示を勧告したが、Scott 委員会では、開示項目だけでなく測定項目を小企業・非公開企業に対して別途規定する別途測定を勧告している (Hepp and MacRae[1982]¹³⁾ p.52, AICPA[1983]¹⁴⁾ pp.10-12)。このように、1970 年代後半から 1990 年代後半まで米国では、大 GAAP と小 GAAP を区別せず、1 組の GAAP のもと小・非公開企業に対して特定の開示および測定項目を免除する規定が設けられてきた。

英国において、小企業に関する財務報告のフレームワークは 1907 年の会社法まで遡ることができるが、会計基準としては 1983 年の会計基準運営委員会(Accounting Standards Steering Committee : ASSC) による議論からである。ASC は、大 GAAP と小 GAAP を区別することなく 1 組の GAAP を適用することを勧告し、小企業に対しては一部開示項目の免除を要請している。しかしながら、1994 年に ASC から改組された英国の会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB）によって設立された会計士諸団体諮問委員会（Consultative Committee of Accountancy Bodies: CCAB）の作

業部会は、小企業に対して免除規定を設けること自体の是非についてさらなる検討を行った。その結果、CCAB は 1995 年に財務諸表利用者のニーズをより反映するために、小企業に対して新たな一連の会計基準を作成することを提案した。この提案を受けて、ASB は 1997 年に小企業向けの会計基準(Financial Reporting Standard for Smaller Entities: FRSSE)を公表し、大 GAAP と小 GAAP を区別した 2 組の GAAP を作成することを要請した(John and Healeas[2000]¹⁵⁾ pp.5-7, 日本会計研究学会[2003]¹⁶⁾ pp.5-26, 草野[2007]⁴⁾ pp.56-62)。

カナダにおいても英米と同様の動向がみられる。2002 年にカナダの会計基準審議会(Accounting Standards Board: AcSB) より Section1300 「別途報告」が公表され、小企業より対象を拡大した非公的責任会社に対して、1 つの会計基準において異なる報告オプションが適用された(AcSB[2007]¹⁷⁾ Appendix A)。AcSB によれば、「大 GAAP 対小 GAAP」の歴史的経緯について次のように整理されている。1980 年代には、財務諸表の作成コストと会計基準の複雑性という観点から、小規模の企業について GAAP を独立させるべきかどうかという議論が行われた。1980 年 12 月に CICA は「小 GAAP」は展開するべきではないが、開示項目については免除する方向で考えるべきであるとした。その後 1983 年 1 月に ASC (AcSB の前身) は、カナダにおいて小企業向けの測定および認識に関する会計基準を別途展開することは支持できないが、開示に関する要請を別途作成することは適切であるとした。1990 年代に入ると AcSB は、多くの小企業の財務諸表利用者が会計規則について限定的な理解しかもたないことや、GAAP を 2 つ作成することにより財務諸表の真実性(credibility)に混乱がもたらされることを回避するために、1 つの GAAP のもと小企業向けの会計規則(accounting rules)を別途作成すべきであるとした。それが別途報告である(AcSB[2007]¹⁷⁾ Appendix A)。このように、カナダにおいて「大 GAAP 対小 GAAP」の議論は、同一の概念フレームワークあるいは測定・認識規定のもと、小 GAAP は大 GAAP における規定の一部を簡素化して作成されるか、あるいは 2 つの GAAP は相互に連携することなく独立して展開されるかということを論点として展開されている。その際の論拠としては、SMEs の財務諸表利用者のニーズと作成コストとそれから得られるベネフィットの 2 つの点に焦点が当てられている(IFAC[2006]¹⁸⁾ pars.3.10-3.16)。

日本においても、同様の議論が、2005 年に公表された「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」の作成にあたってみられる。そこでは、企業の規模にかかわらず、企業の提供する会計情報には、情報提供機能と利害調整機能が期待されている。そのため、取引の経済的実態が同じであれば会計処理も同じように行われるよう、企業の規模に関係なく 1 つの会計基準が適用されるべきであるとする。ただし、コスト・ベネフィットの観点から、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、必ずしも適切とは言えない場合があるとする。また、中小企業においては、配当制限や課税所得計算などの利害調整の役立ちや、適切な経営管理に資することが会計情

報に期待されていることが指摘されている（中小会計指針¹¹⁾ 6）。

b. 文書の独立性

また、最近では IASB が 2004 年に公表した討議資料「中小企業のための会計基準に関する予備的見解」(IASB[2004]¹⁹⁾ をめぐり、中小企業版 IFRS の展開について完全版 IFRS が SMEs を含むすべての企業に適用されるべきであるか否かという、中小企業向け会計基準の作成モデルに関する議論がみられる。1 つの見解としては、概念フレームワークにおける財務諸表の目的はすべての企業に適切であることを論拠に、1 組の会計基準がすべての企業に適用されるべきであるとする考え方である。しかし、利用者のニーズやコスト・ベネフィットの観点から限定的な開示を容認する。もう 1 つの見解は、概念フレームワークへの準拠を前提として SMEs の財務諸表利用者のニーズや特有の状況、作成コストから中小企業向けの会計基準を独立して作成するべきであるというものである (IASB[2004]¹⁹⁾ pars.1-13)。その後、2009 年に公表された中小企業版 IFRSにおいて、同じ議論が「文書の独立性」や「クロスレファレンス」の問題として取り上げられている。2007 年公表の公開草案「中小企業版 IFRS」(IASB[2007]²⁰⁾ では、IFRS が会計方針の選択肢を与えている場合中小企業も同じ選択肢を有するべきであるとして、単純な選択肢は中小企業版 IFRS に含め、他の選択肢については完全版 IFRS を参照することが容認されていた。また、完全版 IFRS で扱っている会計上のトピックについては、通常 SMEs が直面する可能性が低いことから、中小企業版 IFRS では一部省略されることが提案されていた。そして、もし SMEs がそのような状況に直面した場合には該当する完全版 IFRS を参照することが要請されていた。しかしながら、この完全版 IFRS への参照は文書の独立性という点で問題があるとして多くのコメントレターが寄せられ、その結果、中小企業版 IFRS では完全版 IFRS への強制的な参照は要請されないこととなった (IASB[2009]¹¹⁾ pars.BC81-83)。

同様の議論は、カナダの AcSB より 2007 年に公表された討議資料「非公開会社による財務報告」においてもみられる。中小企業（非公開会社）に関する会計基準の展開について、独立アプローチの観点から議論がなされている。独立アプローチとは、①すべての目的適合的会計要請は 1 つの文書にまとめられるべきであり、②目的適合的でない項目やめったに適用されない項目は排除されるべきであり、そして、③他の文書へ参照はできる限り避けられるべきであるとする考え方である (AcSB[2007]¹⁷⁾ par.53)。

このように、中小企業向け会計基準にかかる文書の独立性をめぐる議論は、開示規定だけでなく測定・認識規定を含めて、大企業向け会計基準とは別の会計基準を作成することを前提に、特定の場合において大会社向け会計基準の参照を要請するかどうかが論点となっている。

c. 小括

1990 年代以前にみられた大 GAAP と小 GAAP の議論は、大 GAAP と小 GAAP を区分せずに 1 組の GAAP のみ存在するべきであるのか、それとも、大 GAAP と小 GAAP を区分し小企業・非公開企業に対して独立の GAAP が展開される（企業規模に応じて 2 組の GAAP の存在が認められる）べきであるのかという議論であった。このように、議論の中心は作成基準モデルとして、会社の規模に関係なく、適正な計算書類を作成するための会計基準は 1 つであるという考え方（シングルスタンダード）に立脚するのか、あるいは、公開会社を含む大企業が厳密に適用する一般に公正妥当と認められる会計基準とは異なる中小企業向け会計基準を別個に設定するという考え方（ダブルスタンダード）に立脚するのかという議論であるといえる。そして、当時の議論は、シングルスタンダード（1 組の GAAP）を前提に小企業・非公開企業に対してどのような免除規定を設けるのかという点に焦点があてられている。当初は、免除規定を特定の開示項目について設けられていたが、その後、財務諸表利用者（あるいは作成者）ニーズを受けて、特定の測定や認識項目にまで拡張して設けられるようになった。

これに対して 2000 年代に中小企業版 IFRS をめぐって議論された「文書の独立性」や「独立アプローチ」という議論は、ダブルスタンダードを前提として、いかにその独立性を確保するのかという議論である。大企業向け会計基準からの独立性を保つためには、開示規定だけでなく測定・認識規定を含む会計基準であることが厳密には必要となる。そのため、原則として大企業向け会計基準およびその他該当する基準を参照すること（いわゆるクロスリファレンス）は認められないことになる。ただし、実際には、概念フレームワークは企業規模に関わらず同一のものに準拠することが念頭に置かれて議論が展開されている。

このように、シングルスタンダードのもとでは、中小企業の属性を考慮して、大企業向け会計基準の体系に各会計基準に中小企業向けに免除規定を置くか、あるいは大企業向け会計基準の体系のなかに中小企業のための免除規定を別個にまとめた会計基準が制定されることになる（山下 [2012]²¹⁾ p.50）。一方、ダブルスタンダードのもとでは、大企業向け会計基準とは別に中小企業向けにより簡素化された規定（開示項目および測定・認識項目を含む）が制定されることになる。そのため、複数の会計処理が容認されている場合や、SMEs が通常は直面することのない経済および経営事象に遭遇した場合であっても、大企業向け会計基準およびその他該当する基準を参照すること（クロスリファレンス）は強制されないことになる。

なお、当時の議論では共通の概念フレームワークに準拠することが想定されている点に留意が必要である。後述するが、2013 年に AICPA より提案および公表された FRF for SMEs（中小企業向けの財務報告フレームワーク）は、ダブルスタンダードを前提に、異なるフレームワークのもとでの中小企業向け会計基準の展開を示唆している。このように、ダブルスタンダードのもとでは、中小企業向け会計基準の策定方法に違いがみられるのである。かかる策定方法の相違につい

ては次項において取り上げることにする。

2. 会計基準の策定方法

中小企業向け会計基準の策定方法としては、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチがある。両アプローチは、日本において「一定の水準を保ったもの」とされている中小会計指針より簡便な会計処理をすることが適當と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を示すことを目的として、中小企業の会計に関する検討会より2012年に公表された『中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）²²⁾』をめぐって議論された論点の1つである。また、カナダのAcSBによる2007年の討議資料(AcSB[2007])¹⁷⁾やAICPAのFRF for SMEs(AICPA[2013]⁷⁾においても同様の議論がみられる。

a. 日本

まず、日本における議論を中心に両アプローチを概観することにする。2010年に中小企業庁事業環境部財務課より「中小企業会計に係る論点について」(中小企業庁[2010]²³⁾)が公表され、両アプローチが取り上げられている。それによれば、トップダウンアプローチとは、中小企業において一般的に会計処理能力が十分ではなく、利害関係者の範囲が限定されていること等を考慮しつつ、大企業向け会計基準を簡素化して策定する方法である。これに対して、ボトムアップアプローチは、業種・業態・規模等が多様である中小企業の会計処理能力が企業によって異なるため、その属性および税務会計を考慮し、中小企業向けの会計基準を1から策定する方法である(中小企業庁[2010]²³⁾p.22)。

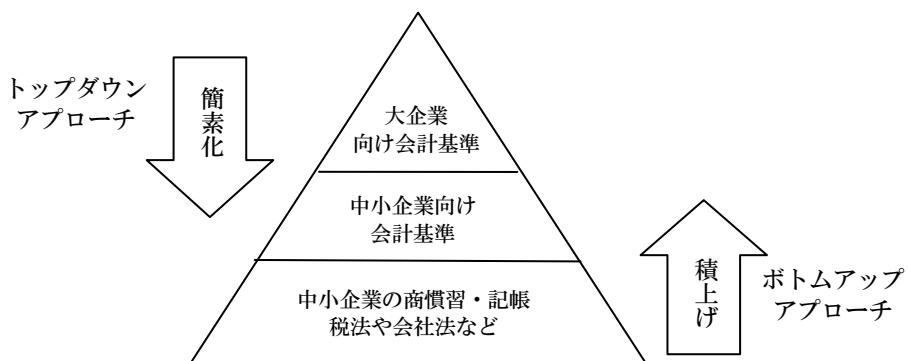


図1. トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの概念イメージ

出所：中小企業庁[2010]²³⁾ p.22, 山下[2012]²¹⁾ p.53, 図表3と図表4を参照に筆者一部修正

図1は、両アプローチの概念イメージを示したものである。中小企業庁[2010]²³⁾や河崎[2011][2012]²⁴⁾など多くの先行研究によれば、日本の中小会計指針はトップダウンアプローチで

策定されており大企業向け会計基準を基礎としているため、内容が高度なものとなっており、そのことを受けて、中小会計要領はより簡便な会計処理をすることが適當と考えられる中小企業を対象として、その属性や会計慣行、そして税務会計を考慮した固有の会計基準を積み上げる方式（ボトムアップアプローチ）により作成されたものである^{22) 25)}。

b. カナダ

つづいて、AcSB の討議資料におけるトップダウンアプローチの議論についてみると、第一に別途報告と類似していることが指摘されている。ここでの“differential”という用語は、中小企業に対して、大企業向け会計基準を中小企業向けに限定的に修正された規定を適用することを意味するとして（AcSB[2007]¹⁷⁾ pars.53,59-66）。ここでは、中小企業向け会計基準を別途独立して策定することは想定されていない。つまり、AcSB[2007]¹⁷⁾においてトップダウンアプローチの議論は、シングルスタンダードモデルを想定して展開されているのである。

AcSB[2007]¹⁷⁾ では、上述した中小企業版 IFRS に基づいた独立アプローチと大企業向け会計基準（完全版 IFRS）に基づいたトップダウンアプローチのほかに、カナダで独自に中小企業向け会計基準を展開するという方法が提案されている。中小企業向け会計基準に対して新たな概念フレームワークを作成することは想定されてはいないが、別途報告とは異なり、開示規定だけではなく、認識・測定規定を含む会計基準を中小企業向けに策定すること、大企業向け会計基準を簡素化して中小企業向け会計基準を作成しないこと、そして中小企業の属性や税務会計を考慮に入れた新たな会計基準を策定することが述べられている（AcSB[2007]¹⁷⁾ pars.76-82）。この記述に着目する限りにおいて、カナダで独自に中小企業向け会計基準を展開するというアプローチは、ダブルスタンダードモデルのもと、中小企業の属性と税務会計を考慮にいれて積上げ式で中小企業向け会計基準を策定される方法（ボトムアップアプローチ）が想定されているといえる。

c. 米国

米国には明示的な中小企業向けの会計基準は存在しないが、中小企業は米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）が公表する米国 GAAP またはその他の包括的会計基準（Other Comprehensive Basis of Accounting: OCBOA）²⁶⁾ が適用されていた。その後、FASB の親組織である米国財務会計財団（Financial Accounting Foundation: FAF）より 2012 年に非公開企業評議員会（Private Company Council: PCC）が設置され、2013 年に非公開企業の意思決定フレームワーク（FASB[2013]²⁷⁾ が公表された。ここでは、その目的として既存の概念フレームワークに準拠することや、免除規定として認識・測定・開示項目等を列挙し大企業向け会計基準である米国 GAAP を簡素化する形で（米国 GAAP 内で）中小企業向け会計基準を策定する旨が述べられている（FASB[2013]²⁷⁾ pars.7-9）。これに対して、AICPA は米国 GAAP に準拠して財務諸表を作成

する必要性もなく要請もされない中小企業（非公開企業）を対象として、OCBOA の公式化を行うために 2013 年に FRF for SMEs を公表した。これは、大企業向け会計基準が基礎をおく概念フレームワークに相当する「財務諸表の諸概念」を含めて 31 章で構成されている。AICPA によれば FRF for SMEs の特徴として、①伝統的な会計原則と税法基準とをブレンドしたものである点、②歴史的原価により測定することを原則とする点、③経営者に財務諸表を作成する際に選択肢を与えており、④詳細かつ分量の多い開示規定を控える点、⑤原則主義による会計基準である点などが上げられている（AICPA[2013]⁷⁾ p.v, 浦崎[2013]²⁶⁾ pp.44-47）。

このように、PCC のフレームワークは、中小企業向け会計基準を独立したものであること（ダブルスタンダード）を前提として、大企業向け会計基準から特定の項目について免除規定を設け、中小企業向けの会計基準を策定するアプローチ（トップダウンアプローチ）がとられている。一方、AICPA のフレームワーク（FRF for SMEs）は、同じくダブルスタンダードを前提に、大企業とは別の概念フレームワークをもつ、主として税法基準との整合性や財務諸表を作成する際の簡便性を考慮し、米国 GAAP 以外（Non-GAAP）の会計基準として、中小企業向け会計基準を策定するアプローチ（ボトムアップアプローチ）がとられている。

以上、中小企業向け会計基準の策定方法について、3 カ国における議論を概観してきた。日本や米国では、ダブルスタンダードを前提に策定方法としてトップダウンアプローチ（within GAAP）か、ボトムアップアプローチ（with Non-GAAP）のいずれをとるべきかという議論が主に展開されている。カナダでは、シングルスタンダードを前提にトップダウンアプローチが、ダブルスタンダードを前提にボトムアップアプローチが議論されている。つまり、策定方法をめぐる議論は、基準作成モデルをも含めて行われていることがわかる。ここに、中小企業向け会計基準のあり方を議論するにあたり、基準作成モデルと策定方法の 2 つの視点は別々に取り扱うのではなく、両者を関連付けて議論する必要性を認めることができよう。この点を踏まえて、以下、本稿で用いる分析軸を示すこととする。

3. 中小企業向け会計基準の分析軸

中小企業向けの会計基準のあり方について議論する際に、その背景、用語や論点は異なるが、基準作成モデルと策定方法という 2 つの観点がみられることは上述のとおりである。しかも、これらの 2 つの観点は別々に議論するのではなく、多くの先行研究にみられるように基準作成モデルと策定方法を関連付けて議論することが適切であると思われる。

主要な先行研究の 1 つである山下[2012]²¹⁾によれば、シングルスタンダードは、大企業向け会計基準に中小企業のための簡素化規定が含まれることから、策定方法としてはトップダウンアプローチのみが該当する。しかしながら、ダブルスタンダードは、大企業向け企業とは別に中小企

業向け会計基準が制定されるために、策定方法としてはトップダウンアプローチとボトムアップアプローチのいずれか選択可能である（山下[2012]²¹⁾ pp.54-55）これは、1970年代後半から現在までに議論されてきた中小企業向け会計基準のあり方をめぐる議論の変遷過程－「シングルスタンダード・トップダウンアプローチ⇒ダブルスタンダード・トップダウンアプローチ⇒ダブルスタンダード・ボトムアップアプローチ」－とも一致している。

ここで、中小企業向け会計基準のあり方に関する分析軸を示すと、表1のように表せる。

表1. 中小企業向け会計基準のあり方に関する分析軸

| | | 基準作成モデル | |
|------|-------------|------------|-----------|
| | | シングルスタンダード | ダブルスタンダード |
| 策定方法 | トップダウンアプローチ | A | B |
| | ボトムアップアプローチ | C | D |

出所：筆者作成

カテゴリーAは、シングルスタンダードモデルを想定することから、1組のGAAP（認識・測定・開示規定）と1つの概念フレームワークしか存在しない。そして、策定方法としてはトップダウンアプローチをとっていることから、大企業向け会計基準を中小企業向けに簡素化して中小企業向け会計基準が展開される。この簡素化は、特定の項目について免除規定を設けることにより行われているが、中小企業の利用者のニーズ、財務諸表の作成者や基準設定主体のコスト・ベネフィットを考慮して、免除規定に開示項目あるいは認識・測定項目まで含めるかが検討されることになる。日本の中小会計指針¹¹⁾や1990年代以前に英米を中心として公表された勧告書や意見書などがこれに該当する。

カテゴリーBは、ダブルスタンダードモデルを想定していることから、中小企業向け会計基準は大企業向け会計基準とは独立して展開されるため、2組のGAAP（認識・測定・開示項目を含む）が存在する。また、トップダウンアプローチによる策定方法を採用していることから、ここでの中小企業向け会計基準は、大企業向けの会計基準を簡素化する形、つまりは免除規定を設ける形で展開される。そして、場合によっては、企業規模に関係なく共通の概念フレームワークに準拠することが要請される。中小企業版IFRS（IASB[2009]¹¹⁾やPCCのフレームワーク（FASB[2013]²⁷⁾がこれに該当する。

カテゴリーCは、山下[2012]²¹⁾においても指摘されるように、存在しない組み合わせである。

カテゴリーDは、ボトムアップアプローチによる策定方法にしたがうことから、中小企業の属性や特有の会計慣行そして税務会計を考慮した積み上げ方式で、中小企業向け会計基準が展開さ

れる。そのため、GAAP に準拠することは要請されないことになる。ここでは、中小企業は大企業とは属性が異なるため、その属性に応じた会計基準を別途作成すること(ダブルスタンダード)が想定されることになる。日本の中小会計要領²²⁾ や AICPA の FRF for SMEs (AICPA[2013]⁷⁾ がこれに該当する²⁸⁾。

以下、フィリピンにおける中小企業向け会計基準の歴史的経緯および現状について概説し、その中小企業向け会計基準のあり方について、表 1 で示した分析軸を用いて検討することにしたい。

III. フィリピンにおける中小企業向け会計基準

本節では、まずフィリピンにおける主な企業形態と計算書類提出義務、会計基準と基準設定主体について概観した上で、フィリピンにおける中小企業向け会計基準に関する展開について述べ、表 1 で示した分析軸を用いてその特徴を明らかにする。その際、2013 年 8 月に実施したインタビュー(井上[2014]⁹⁾)に基づき現行の中小企業向け会計基準をめぐる課題について取り上げ、フィリピンが実際に直面している中小企業に対する会計基準の現状についても考察する。

1. フィリピンの企業形態と計算書類提出義務

a. 企業形態

フィリピンにおける企業形態には、主に個人企業 (sole proprietorship)、パートナーシップ (partnership) と会社 (corporation) の 3 形態がある。個人企業は法人格を認められてはおらず、その事業経営を行う際には、フィリピン貿易産業省 (Department of Trade and Industry: DTI) に登録することが義務づけられている。これに対してパートナーシップは、フィリピンの民法 (Civil Code 1950) の第 1767 条から第 1867 条において規定されている。パートナーシップは法人格が認められており、種類としては、ジェネラル・パートナーシップとリミテッド・パートナーシップの 2 つがある。ジェネラル・パートナーシップは、無限責任をもつジェネラル・パートナーから構成される。一方、リミテッド・パートナーシップは、無限責任をもつジェネラル・パートナーと有限責任をもつリミテッド・パートナーから構成されている。なお、リミテッド・パートナーは経営に参加することはできない。

最後に、会社は会社法 (the Corporation Code of the Phillipine 1980) により規定されており、主に株式会社 (stock corporation) と非株式会社 (non-stock corporation) とに区分される (sec.3)。なお、非株式会社としては、慈善事業、宗教事業や教育事業があげられ、これらの会社は株式を発行せず、事業により得られた利益はその事業組織に自体の目的のために使用される (secs.87-88)。閉鎖会社 (close corporation) についてはセクション 96 からセクション 105 において別途規定がなされており、①株主は 20 名以内、②株式の第三者への譲渡は禁止、③証券取引所への上場はできないとされている (木原[2002]²⁹⁾, De Leon and De Leon Jr.[2013]³⁰⁾)。

b. 計算書類提出義務

まず、個人企業については、事業経営を行うにあたり DTI による規制を受けるが、DTI は個人企業に対して計算書類の提出を要請していない。ただし、個人企業であっても一定要件を満たせば、内国歳入局（the Bureau of Internal Revenue: BIR）により独立した CPA による監査済財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）の提出が要請される。1997 年にフィリピン議会により改正された内国歳入法（National Internal Revenue Code: NIRC）－税法（Tax Reform Act 1997）とも呼ばれる－によれば、3 カ月で 150,000 ペソ以上の売上高がある場合には税金を支払う義務が生じるため、BIR は個人企業だけでなくすべての企業形態を対象に監査済財務諸表の提出を要請している（sec.232(A)）。また、一般規則（general rule）として、提出される財務諸表は課税所得計算のために会計基準（Philippines Generally Accepted Accounting Principles: PGAAP）にしたがい作成されることが要請されている（sec.43）。しかしながら、2002 年 10 月に BIR より公表された Revenue Memorandum Circular(RMC)No.44-2002 および 2004 年 4 月に公表された RMC No.22-2004 では、課税所得の計算において税法基準と会計基準とに差異が生じた場合、税法基準が優先されることが要請されている。また、BIR より 2007 年 8 月に公表された Revenue Regulation (RR) No.8-2007 と 2010 年 11 月公表の RR No.15-2010 のもと、PFRS（Philippine Financial Reporting Standards）の強制適用が要請される企業に対して、税法基準に加えて PFAS を遵守すること、そして PFRS（中小企業版 PFRS を含む）と税法基準とに相違がみられる場合、その相違に関する情報（差額調整項目）を監査済財務諸表とは別に作成し、あわせて提出することが要請されている。

さらに、会社法のもと SEC に計算書類提出義務のある会社（パートナーシップを含む）は、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）より公表された証券規制法（Securities Regulation Code: SRC）Rule 68 において、会計基準（PGAAP）にしたがって財務諸表を作成することが要請されている。現在では、2011 年 12 月に改訂された SRC Rule68、as amended 2011 (SEC[2011]³¹⁾) が適用されており、独自の規模規準により 3 区分された財務報告のフレームワークが示されている。具体的には、大企業・公的責任企業（資産総額が 35,000 万ペソ以上あるいは負債総額が 25,000 万ペソ以上）、中小企業（資産総額が 300 万ペソ以上 35,000 万ペソ未満あるいは負債総額が 300 万ペソ以上 25,000 万ペソ未満）、マイクロ企業（資産総額と負債総額ともに 300 万ペソ未満）とに 3 区分し、それぞれ適用する会計基準を定めている (SEC[2011]³¹⁾)。後述するが、大企業・公的責任企業には完全版 PFRS を、中小企業には中小企業版 PFRS あるいは完全版 PFRS のいずれかを、マイクロ企業には上記 2 つの基準、2004 年 12 月 31 日まで使用されていた米国基準を基盤におく旧基準（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）、あるいは税法基準のいずれかを適用することが規定されている。

c. フィリピンにおける会計基準と基準設定主体

1923年に制定された会計法 (Accountancy Act) のもと会計審議会 (Board of Accountancy: BOA) が設置され、CPAに会計基準を公表する権限が与えられることから、プライベートセクターがフィリピンの会計基準設定主体となった。1929年にフィリピン公認会計士協会 (Philippines Institute of Certified Public Accountants: PICPA) が組織され、会計基準は当初会計公報として公表された。その後、PICPAにより1981年11月に会計設定機能をもつ独立組織として会計基準評議会 (Accounting Standards Council: ASC) が設定された。ASCは1983年に、米国FASBによる会計基準をベースとして、フィリピンにおいてSFAS（財務会計基準書）を公表した。フィリピンのSFASは米国会計基準（米国のSFASやAPPB意見書など）を基礎に置いて作成されていた。しかし、1997年以降、ASCは米国のSFASを参照して自国のSFASをアップグレードせず総合的に国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) へと移行すると決定したことから、フィリピンのSFASは米国基準とIASの双方の影響を受けた会計基準として展開されることになった。

その後、SECとASCは2005年までに既存の自国のSFASをIASに準拠させるため計画表を作成し、2001年よりIAS/IFRSへのコンバージェンスが行われた。具体的にはフィリピンのSFASは、IASやIFRSをベースとしたPAS(Philippine Accounting Standards)やPFRSへと置き換えられ、2005年にコンバージェンスは完了した。このように、アジア地域において、フィリピンはIFRS/IASを早期に全面適用をした国である。その後、ASCは2006年に財務報告基準評議会 (Financial Reporting Standards Council: FRSC) へと改組され、現在、FRSCがフィリピンにおいて一般に認められた会計原則 (PGAAP) を実行している (Asian Development Bank[2002]³²⁾)。

2. フィリピンにおける中小企業向け会計基準の特徴

a. フィリピンにおける中小企業向け会計基準の展開

ASCの承認を得て、2004年にすべての企業対象に完全版IFRSを基礎におく完全版PFRSを強制適用することが決定された。しかしながら、中小企業（マイクロ含む）の占める割合が2011年時点で全体の99.6%（約816,800社）を占めるフィリピンにおいて³³⁾、この新たなPASやPFRSを適用することは困難であった。また、2007年よりIASBにおいて公的説明責任のない企業 (Non-publicly Accountable Entities: NPAEs；現在ではSMEsへと名称変更されている)に対する会計基準の公表が企図されていたことに鑑み、フィリピンにおいても同時に中小企業向けの会計基準を設定することが計画された。具体的に、ASCは、2005年10月にNPAEs (SMEs)に対してPAS101「NPAEsのための財務報告」(ASC[2005]³⁴⁾)を公表し、IASBにより中小企業版IFRSが公表されるまで、中小企業が完全版IFRSを模した完全版PFRSの適用を回避できる策を講じた。

つまり、PAS101は、2005年1月1日開始の会計年度から適用されるが、中小企業版IFRSに基づきおこなう中小企業版PFRSがFRSCにより適用された時点で消滅する期限付きの基準であった

(ASC[2005]³⁴⁾ par.16)。

その後 2006 年に ASC は FRSC へと改組され、中小企業版 IFRS が公表された直後の 2009 年 10 月に FRSC より中小企業版 IFRS は「中小企業版 PFRS」(FRSC[2009]³⁵⁾) として公表され、同年 12 月に SEC の承認を得て、2010 年 1 月 1 日開始の会計年度より強制適用されることになった。

このように、フィリピンにおける初の中小企業向けの会計基準である PAS101 は、フィリピンが完全版 IFRS を全面導入することを背景として、2009 年に IASB が中小企業版 IFRS を公表するまでの期限付きで公表された。なお、それ以前は企業の規模に関係なく、一律に米国会計基準を基礎とした旧基準 (SFAS) が強制適用されていた。

b. 旧中小企業会計基準 : PAS101

2013 年 1 月 1 日実効日までの完全版 PFRS・PAS についてそのタイトルと実効日を示すと、表 2 のとおりである。表 2 から明らかなように、2009 年 10 月に中小企業版 PFRS が公表されたことから削除されてはいるが、フィリピン初の中小企業向け会計基準である PAS101 は、SRC Rule68 (SEC[2011]³¹⁾ のもと、基本的に大企業・公的責任企業を対象として適用されている完全版 PFRS・PAS 版の体系の中に組み込まれている。

表 2. フィリピンの大企業向け会計基準（完全版 PFAS・PAS）

| PFRS No. | タイトル | 実効日 |
|------------------|-----------------------|----------------|
| PFRS1 (revised) | フィリピン財務報告基準の初度適用 | 2009 年 7 月 1 日 |
| PFRS 2 | 株式報酬 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PFRS 3 (revised) | 企業結合 | 2009 年 7 月 1 日 |
| PFRS 4 | 保険契約 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PFRS 5 | 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PFRS 6 | 鉱物資源の探査及び評価 | 2006 年 1 月 1 日 |
| PFRS 7 | 金融商品：開示 | 2007 年 1 月 1 日 |
| PFRS 8 | 事業セグメント | 2009 年 1 月 1 日 |
| PFRS 9 | 金融商品 | 2013 年 1 月 1 日 |
| PFRS 10 | 連結財務諸表 | 2013 年 1 月 1 日 |
| PFRS 11 | ジョイント・アレンジメント | 2013 年 1 月 1 日 |
| PFRS 12 | 他の企業に対する投資の開示 | 2013 年 1 月 1 日 |
| PFRS 13 | 公正価値測定 | 2013 年 1 月 1 日 |
| PAS No. | タイトル | 実効日 |
| PAS1 (revised) | 財務諸表の表示 | 2009 年 1 月 1 日 |
| PAS 2 | 棚卸資産 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PAS 7 | キャッシュ・フロー計算書 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PAS 8 | 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PAS 10 | 後発事象 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PAS 11 | 工事契約 | 2005 年 1 月 1 日 |
| PAS 12 | 法人所得税 | 2005 年 1 月 1 日 |

| | | |
|------------------|--|-----------|
| PAS 16 | 有形固定資産 | 2005年1月1日 |
| PAS 17 | リース | 2005年1月1日 |
| PAS 18 | 収益 | 2005年1月1日 |
| PAS 19 | 従業員給付 | 2005年1月1日 |
| PAS 20 | 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 | 2005年1月1日 |
| PAS 21 | 外国為替レート変動の影響 | 2005年1月1日 |
| PAS 23 (revised) | 借入費用 | 2009年1月1日 |
| PAS 24 (revised) | 関連当事者についての開示 | 2011年1月1日 |
| PAS 26 | 退職給付制度の会計及び報告 | 2005年1月1日 |
| PAS 27 (revised) | 連結及び個別財務諸表 | 2009年7月1日 |
| PAS 27 (amended) | 連結及び個別財務諸表 | 2013年1月1日 |
| PAS 28 | 関連会社に対する投資 | 2005年1月1日 |
| PAS 28 (amended) | 関連会社とジョイント・ベンチャーに対する投資 | 2013年1月1日 |
| PAS 29 | 超インフレ経済下における財務報告 | 2005年1月1日 |
| PAS 31 | ジョイント・ベンチャーに対する持分 | 2005年1月1日 |
| PAS 32 | 金融商品：表示 | 2005年1月1日 |
| PAS 33 | 1株当たり利益 | 2005年1月1日 |
| PAS 34 | 中間財務報告 | 2005年1月1日 |
| PAS 36 | 資産の減損 | 2005年1月1日 |
| PAS 37 | 引当金、偶発負債及び偶発資産 | 2005年1月1日 |
| PAS 38 | 無形資産 | 2005年1月1日 |
| PAS 39 | 金融商品：認識及び測定 | 2005年1月1日 |
| PAS 40 | 投資不動産 | 2005年1月1日 |
| PAS 41 | 農業 | 2005年1月1日 |
| PAS101 | NPAEs のための財務報告基準（2009年10月に中小企業版 PFRS が公表されたことから消滅） | 2005年1月1日 |

出所：PICPA Web site,

<http://www.picpa.com.ph/Financial-Reporting-Standards-Council/Philippine-Financial-Reporting-Standards/Philippine-Financial-Reporting-Standards.aspx>, 2011年8月18日取得。

つづいて、中小企業（NPAEs）に適用が認められた 2004 年 12 月時点での有効であった PAS101（中小企業向け旧会計基準）の内容を示すと、表 3 のとおりである。PAS101 は、（概念）フレームワーク、米国 FASB の会計基準を参考に作成された SFAS（12 項目）と 2003 年改訂前（旧）IAS（15 項目）の 3 つを含んでいる（ASC[2005]³⁴⁾ par.14, Appendix）。

表 3. PAS101 が要請する会計基準

- ・財務諸表の作成及び開示に関するフレームワーク
- ・SFAS（財務会計基準書）

| SFAS NO. | タイトル |
|-----------------|------------------------|
| SFAS1 (revised) | 財務諸表の提示 |
| SFAS4 (revised) | 棚卸資産 |
| SFAS8 | 外国為替レート変動の影響の会計処理 |
| SFAS8A | 為替差額の繰り延べ（SFAS8 の一部改訂） |

| | |
|------------------|--------------------|
| SFAS11 | 投資に関する PGAAP の要約 |
| SFAS13 (revised) | 純損益、会計方針の変更及び基本的誤謬 |
| SFAS18 | 株主持分に関する PGAAP の要約 |
| SFAS22 (revised) | キャッシュ・フロー計算書 |
| SFAS24 | 退職給付費用 |
| SFAS25 | 借入費用 |
| SFAS26 | 工事契約 |
| SFAS28 | 収益 |

• SFAS/IAS（財務会計基準書/国際会計基準）

| SFAS/IAS NO. | タイトル |
|--------------|------------------------|
| SFAS10/IAS10 | 後発事象 |
| SFAS12/IAS12 | 法人所得税 |
| SFAS16/IAS16 | 有形固定資産 |
| SFAS17/IAS17 | リース |
| SFAS20/IAS20 | 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 |
| SFAS22/IAS22 | 企業結合 |
| SFAS24/IAS24 | 関連当事者についての開示 |
| SFAS26/IAS26 | 退職給付制度の会計及び報告 |
| SFAS27/IAS27 | 連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理 |
| SFAS28/IAS28 | 関連会社に対する投資の会計処理 |
| SFAS31/IAS31 | ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告 |
| SFAS35/IAS35 | 廃止事業 |
| SFAS36/IAS36 | 資産の減損 |
| SFAS37/IAS37 | 引当金、偶発債務及び偶発資産 |
| SFAS38/IAS38 | 無形資産 |

出所：ASC[2005]³⁴⁾ Appendix.

PAS101 では、当時の上場企業、銀行及び保険会社などの公的説明責任をもつ企業に適用されていた大企業向け会計基準のうち、金融企業に関する PGAAP の要約 (SFAS19)、損害保険企業に関する会計処理と報告 (SFAS27)、一株当たり利益 (SFAS29)、中間財務報告 (SFAS30)、セグメント報告 (SFAS31) の 5 項目の適用が免除される (ASC[2005]³⁴⁾ Appendix)。そのため、対象となる NPAEs は、大企業と同じ会計基準を選択することは可能であるが、その多くは開示項目が一部免除される PAS101 を適用していた。ただし、PAS101 の適用に関して、対象企業となる NPAEs の定義について恣意性が介入する余地があったことから、フィリピン解釈指針委員会 (Philippine Interpretations Committee : PIC) より指針が公表されている (PIC[2007]³⁶⁾ 参照)。

このように、中小企業向け会計基準である PAS101 は大企業向け会計基準の体系の中に組み込まれていること、そして、共通の概念フレームワークに依拠していることから、シングルスタンダードを想定していると言える。また、開示項目に関して一部免除規定が設けられていることから、大企業向け会計基準から免除される項目を設ける形で簡素化が行われていること、つまりトッ

プダウンアプローチにより中小企業向け会計基準を策定するアプローチがとられていることがわかる。よって、表1で示した分析軸によれば、PAS101はカテゴリーA（シングルスタンダード・トップダウンアプローチ）に分類されることになる。

c. 現行の中小企業会計基準：中小企業版 PFRS

SMEsの定義について、IASBは規模規準（size criteria）を設けていないが、フィリピンでは規模規準に基づき区分を行っている。具体的にSRC Rule 68（SEC[2011]³¹⁾において、次のような規模規準を含めた定義を行っている（Sec.2（A）（ii）（a））。

- ・総資産額が300万ペソから35,000万ペソ、あるいは総負債額が300万ペソから25,000万ペソの企業。なお、この企業が親会社である場合には、上記の規定数値は連結ベースとする。
- ・本基準のPart IIのもとで、財務諸表の提出が義務付けられていない企業
- ・公的な市場においてあらゆる種類の金融商品を発行する目的で、財務諸表の提出を準備していない企業
- ・銀行等のように、規制当局により発行された2次の資格を有しない企業

なお、SECはSRC Rule 68（SEC[2011]³¹⁾において、以下にあげる10項目に該当する企業は中小企業版 PFRS の強制適用が免除されるが、その代わりに完全版 PFRS の適用が要請されるとする（Sec.2（A）（ii）（b））。

- ・完全版 PFRS により報告を行う企業を親会社とする子会社
- ・外国企業により公表されたコンバージェンス計画に基づき IFRS 導入を行っている外国企業を親会社とする子会社
- ・現地報告目的のもと NPAEs が適用する基準を適用してきた外国企業を親会社とする子会社。つまり、その親会社が自身の属する国により公表されたコンバージェンス計画にしたがい完全版 PFRSへの移行が予定されていることから、中小企業版 PFRS の代わりに完全版 PFRSへの移行を考慮している場合である。
- ・完全版 PFRS により報告を行う企業集団、ジョインベンチャーあるいは関連会社の構成
- ・完全版 PFRS により報告を行う海外企業の支店あるいは地域統括事務所
- ・完全版 PFRS により報告することが強制されている子会社
- ・短期的予測において SMEs の規準に関する量的境界線を満たさないことが示された企業。つまり、その満たさない状態が、資産あるいは負債に対する長期的効果から、重要かつ継続することが期待される場合である。
- ・会社2年以内に株式の初上場を行うことを具体的に計画している企業
- ・完全版 PFRS を用いて財務諸表を作成してきた企業でかつ、当該資産の精算が決まっている企業
- ・SECが中小企業版 PFRS の強制適用を免除するのに妥当とみなす場合

以上要するに、SMEs の定義について、中小企業版 IFRS は対象となる中小企業について規模基準を用いて区分をしていないが、中小企業版 PFRS は規模規準を用いている。この点は中小企業版 IFRS との相違点としてあげられるが、実務上規模規準を用いることについては IASB より各国に一任されており、現在この点に関して特に問題は生じてはいない（井上[2014]⁹⁾ pp.6-7）。

つづいて、中小企業版 PFRS の章構成とタイトルを示すと、表 4 のとおりである。表 4 から明らかなように、中小企業版 PFRS は 2009 年 7 月に IASB より公表された中小企業版 IFRS を単に置き換えたものである。また、提出が要請される財務諸表の種類についても、①財政状態計算書、②単一の包括利益計算書、あるいは損益計算書と単独の包括利益計算書、③株主持分変動計算書、④・キャッシュ・フロー計算書、そして⑤財務諸表の注記（重要な会計方針の要約と、解釈上必要となる情報を含む）と、中小企業版 IFRS と同じである。

表 4. 中小企業版 PFRS の章構成

| 章 | タイトル | 章 | タイトル |
|----|---------------------|----|-----------------|
| 1 | 中小企業（SMEs） | 19 | 企業結合及びのれん |
| 2 | 諸概念及び広く認められた諸原則 | 20 | リース |
| 3 | 財務諸表の表示 | 21 | 引当金及び偶発事象 |
| 4 | 財政状態計算書 | 22 | 負債及び持分 |
| 5 | 包括利益計算書及び損益計算書 | 23 | 収益 |
| 6 | 持分変動計算書、及び利益剰余金計算書 | 24 | 政府補助金 |
| 7 | キャッシュ・フロー計算書 | 25 | 借入費用 |
| 8 | 財務諸表への注記 | 26 | 株式報酬 |
| 9 | 連結財務諸表及び個別財務諸表 | 27 | 資産の減損 |
| 10 | 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 | 28 | 従業員給付 |
| 11 | 基本金融商品 | 29 | 法人所得税 |
| 12 | その他の金融商品問題 | 30 | 外貨換算 |
| 13 | 棚卸資産 | 31 | 超インフレーション |
| 14 | 関連会社に対する投資 | 32 | 後発事象 |
| 15 | ジョイント・ベンチャーに対する投資 | 33 | 関連当事者に関する開示 |
| 16 | 投資不動産 | 34 | 特殊活動 |
| 17 | 有形固定資産 | 35 | 中小企業版 IFRS への移行 |
| 18 | のれん以外の無形資産 | | |

出所：FRSC[2009]³⁵⁾

このように、2009 年に FRSC と SEC の承認を得て、中小企業版 IFRS は中小企業版 PFRS として、2010 年 1 月 1 日開始の会計年度より強制適用されることになった。ただし、中小企業版 PFRS のうち Section23 の収益の認識、つまり不動産の工事契約に関する収益認識（工事進行基準）に関する指針（pars.23A.14, 23A.15）については、2012 年 1 月 1 日以降の会計年度より適用された。なお、この中小企業版 PFRS は 2009 年 12 月 31 日期末の財務報告より早期適用が可能とされてい

た（FRSC[2009]³⁵⁾ preface par.5）。また、初度適用については中小企業版 PFRS の Section35 における移行規定にしたがうことが要請されていることから、今までに完全版 PFRS あるいは PAS101 などの旧基準にしたがって財務諸表を作成していたとしても、中小企業版 PFRS に準拠した開始財務諸表を作成しなければならない（FRSC[2009]³⁵⁾ preface par.7）。

上述したように、中小企業版 PFRS は中小企業版 IFRS を手本に置き換え作業を行い策定されている。この点に着目する限りにおいて、中小企業版 PFRS（FRSC[2009]³⁵⁾）は表1で示した分析軸においてカテゴリーB（ダブルスタンダード・トップダウンアプローチ）に分類されることになるだろう。

3. フィリピンにおける中小企業向け会計基準をめぐる課題と現状

本項では、2013年8月に実施したインタビュー（井上[2014]⁹⁾）を中心にフィリピンにおける中小企業向け会計基準をめぐる課題を概観する。その上で、フィリピンが実際に直面している中小企業向け会計基準の現状について明らかにしたい。

井上[2014]⁹⁾によれば、現在の課題として、BIRによる決算書類提出要請との関連性、そして、SECによる不十分な PFRS のコンプライアンス体制の2点があげられる。まず、BIRによる決算書類提出要請との関連性についてである。例えば、資産総額および負債総額300万ペソ未満のマイクロ企業は、完全版 PFRS、中小企業版 PFRS、旧会計基準（SFAS）あるいは税法基準のいずれかにより作成することになる。フィリピンにおけるマイクロ企業の占める割合が大きいにもかかわらず、このように財務諸表の作成に関する基準については十分に整備されているとはいえない。また、通常、多くのマイクロ企業は、最も適用が簡便である修正現金主義の（現金主義+減価償却）税法基準により財務諸表を作成している。ところが、同様の傾向が本来ならば中小企業版 PFRS あるいは完全版 PFRS を適用すべき SMEs においてもみられ、この点は重要な課題としてあげられていた。

もう1つの課題は、対象となる SMEs が中小企業版 PFRS を適用して財務諸表を作成しているのかどうかを確認するコンプライアンス体制が不十分である点である。通常、SEC 登録企業は、まず BIR に監査済財務諸表を提出し、その後同じものを SEC へと提出することになる。その際に BIR では、SRC Rule 68（SEC[2011]³¹⁾）の企業区分により適用すべき会計基準が異なるにもかかわらず、企業区分と会計基準との整合性についての確認は特になされない。というのも、BIR の関心はあくまでも課税に向けられており、会計基準（PFRS）のコンプライアンスに向けられていないのである。SEC も反対の立場であるが同様の点を問題として抱えている。SEC は、BIR に提出された財務諸表と SEC に提出された財務諸表が同一であることは確認するが、それが PFRS か中小企業版 PFRS か、あるいは税法基準であるのかについて、人員不足を理由に全てを正確に確認できない。SEC に提出される財務諸表はすべて独立した監査人により証明されているが、そ

の監査の質を SEC が正確に確認する体制は整っていないのである。

フィリピンの国家統計局（National Statistics Office: NSO）によれば、2011 年における規模別の事業所数は、マイクロ企業が 743,250 社（90.61%）、小企業が 70,222 社（8.56%）、そして中企業が 3,287 社（0.41%）であり、フィリピンではほとんどの企業が中小企業（マイクロ企業を含む）に分類されている³³⁾。NSO と SRC Rule68（SEC[2011]³¹⁾）とは企業区分の規準とその数値指標が異なるため厳密には合致しないが、中小企業版 PFRS は 73,509 社（8.97%）の中小企業を対象に適用されることになる。ところが、その対象となる中小企業の多くが、会計基準のコンプライアンス体制が不十分であることから、税法をベースに作成された財務諸表を SEC へ提出しているという事実がみられる。

この事実は、非公式ではあるが、多くのマイクロ企業と同様に、SMEs はその属性や会計慣行、特に税法を考慮した、中小企業版 PFRS とは異なる認識・測定・開示規定に基づき財務諸表を作成していることを意味している。よって、この点に着目する限り、フィリピンでは、中小企業版 PFRS の他にもう 1 つ、税法基準が非公式の中小企業向け会計基準として存在していると解することができる。

この税法基準は NIRC により要請されるものであり、大企業向けの会計基準である完全版 PFRS/PAS とは体系を異にする独立した会計基準であることから、ダブルスタンダードモデルを想定していることがわかる。また、課税計算のため要請される修正現金主義を用いた Non-GAAP であること、完全版 PFRS/PAS を基礎において免除規定や簡素化という形で中小企業会計基準が策定されていないことから、ボトムアップアプローチにしたがって策定されていると判断できる。よって、表 1 の分析軸によれば、カテゴリー D（ダブルスタンダード・ボトムアップアプローチ）に分類される中小企業向け会計基準が、非公式ではあるが、実質上、フィリピンでは中小企業向け会計基準として用いられていると解することができる。

IV. むすびにかえて

フィリピンにおける中小企業向け会計基準は、2005 年に期限付きではあるが PAS101 が公表され、その後 2009 年に公表された中小企業版 PFRS へと移行し、現在も適用されている。表 1 の分析軸によれば、旧基準である PAS101（ASC[2005]³⁴⁾）はカテゴリー A に、現行基準である中小企業版 PFRS（FRSC[2009]³⁵⁾）はカテゴリー B に分類されることから、フィリピンでは、作成基準モデルとしてはシングルスタンダードからダブルスタンダードへ移行したが、策定方法については変わらずトップダウンアプローチを用いていることがわかる。このように現在フィリピンは中小企業版 IFRS を中小企業版 PFRS として導入・強制適用しているが、インタビュー調査によると、実際のところは多くの SMEs が税法基準を非公式に適用している。つまり、カテゴリー D に分類される会計基準が、実質上中小企業向け会計基準として用いられているのである。この点に着目

する限りにおいて、フィリピンでは、ダブルスタンダードを前提として、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの2つの策定方法にそれぞれ基づく中小企業向け会計基準が併存しているといえる。

フィリピンにおける中小企業向け会計基準の特徴を主要な国（日米）および組織（IASB）における中小企業向け会計基準（あるいはガイドライン）との比較を通じて明らかにするために、表1を基にIASBや日米と比較してフィリピンの位置づけを行うと表5のように表わせる。

表5. 日米比およびIASBの中小企業向け会計基準の位置づけ

| | | 基準作成モデル | |
|------|-------------|--|---|
| | | シングルスタンダード | ダブルスタンダード |
| 策定方法 | トップダウンアプローチ | A 比：PAS101（旧基準） 米：1990年以前の勧告書など（旧基準） 日：中小会計指針 | B 比：中小企業版PFRS IASB：中小企業版IFRS 米：PCCのフレームワーク |
| | ボトムアップアプローチ | C | D 比：非公式の税務ベースの会計基準 米：AICPAのFRF for SMEs 日：中小会計要領 |

出所：筆者作成

表5によると、フィリピンにおける中小企業向け会計基準の変遷過程は、カテゴリーAからBあるいはDへ、そして基準の併存という過程を経ており、日米のそれと類似している。とくに、基準の併存という点に着目すると、米国では、現在AICPAのFRF for SMEs(AICPA[2013]⁷⁾とPCCのフレームワーク(FASB[2013]²⁷⁾の2つのガイドラインが中小企業向け会計基準（任意）として公表されており、SMEsの属性に応じて選択可能な中小企業向け会計基準（ガイドライン）が併存している。Hoffelder[2012]³⁷⁾によれば、FRF for SMEsに最も合致する企業は、GAAPによりその財務諸表の作成を要請されない中小規模の非公開会社（private company）であり、資金の借り入れが多いあるいは将来公開することを視野に入れている非公開会社は、PCCのフレームワークに合致するとする。そして、FRF for SMEsはカテゴリーDに、PCCのフレームワークはカテゴリーBに分類されることから、米国においても、ダブルスタンダードを前提としたトップダウンアプローチとボトムアップアプローチの双方による中小企業向け会計基準（ガイドライン）が併存し、その適用について棲み分けられているのである。

日本においても類似した傾向がみられる。現在日本では、中小会計指針¹¹⁾と中小会計要領²²⁾の2つの中小企業向け会計基準（ガイドライン）が存在する。中小会計指針では、公開会社と同等の高度な会計のルールを理解し、計算書類等を作成可能な体系をもつ企業を対象として、取引

の経済実態が同じであれば、企業規模に関係なく、同じ会計処理となるように会計基準が適用されるべきであるという考え方に対し、ASB が公表する企業会計基準（大企業向け会計基準）を簡素化する方式をとっている（カテゴリーA）。そのため、完全版 IFRS の影響を間接的に受けることになり、中小企業の属性や特有の会計慣行、税務会計から乖離する複雑な会計処理が要請されることになる。それを踏まえて、より中小企業の実態に即した会計処理のあり方を示す重要性が認められ、2012年に「中小企業の会計に関する検討会」から、中小会計要領が公表された。中小会計要領は、中小会計指針よりも簡便な会計処理が適当である中小企業を対象として、中小企業の属性、会計慣行、そして税務会計を考慮した固有の会計基準を積み上げる方式をとっている（カテゴリーD）。

このように、日本でも上記2つのガイドラインが併存しており、両者はその適用において棲み分けられている。つまり、規模が大きく将来上場を予定している、あるいは国際的な活動を行っている中小企業にとっては中小会計指針が適切であるが、高度な会計知識を持つ会計担当者がいない、非常に規模の小さい、あるいは国際的に活動する必要のないあるいは稀である中小企業にとっては中小企業要領が適切であると考えることができる（万代[2012]³⁸⁾、鈴木・戸下[2013]³⁹⁾）。

以上のことから、フィリピンは中小企業向け会計基準について、旧基準から早々に中小企業版 IFRS へ移行し強制適用したが、実際には多くの SMEs が税法基準を適用しているため、非公式ではあるが2つの会計基準が中小企業向け会計基準として併存していることが明らかとなった。そして、他の国や組織との比較を通じて、フィリピンにおける中小企業向け会計基準の変遷過程およびこの併存という現状は、中小企業版 IFRS を導入せず自国でその基準を展開している他の国においても同様にみられることが明らかとなった。

引用文献、注

- 1) International Accounting Standards Board (IASB) [2009] IFRS for SMEs, IASB.
- 2) IASB[2013] *IFRS for SMEs Fact Sheet*, Updated July 2013, IFRS Foundation, pp.1-6.
- 3) 高寺貞男[2003]「株式会社会計の収束と差異化」『大阪経大論集』第54巻第1号, pp.145-154.
- 4) 草野真樹[2007]「大（企業）GAAP と小（企業）GAAP の垂直的分化による混合属性会計の展開」『大阪経大論集』第58巻第1号, pp.55-72.
- 5) 藤川義雄[2011]「中小企業向け IFRS の概要と特徴」『京都学園大学経済学部論集』第20巻第2号, pp.33-42.
- 6) 柳部幸子[2012]「中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）に関する一考察—クロスレファレンスをめぐる問題」『国際会計研究学会』年報2012年度第1号, pp.97-110.
- 7) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [2013] *Financial Reporting Framework for Small-and Medium-Sized Entities*, AICPA.
- 8) Roth, Elliott A.[2013] "Is "Little GAAP" Finally Here?", *Trends & Developments*, October 2013, Eisner Amper, pp.5-9.

- ⁹⁾ 井上定子[2014]「フィリピンにおける IFRS 導入の現状に関するインタビュー調査－中小企業の会計基準を中心いて－」『IMDS Research Notes』No.28, 流通科学大学 流通科学研究所.
- ¹⁰⁾ 大城建夫[2004]「中小企業会計基準の問題点と課題」『産業総合研究』第 12 卷, pp.47-58.
- ¹¹⁾ 日本税理士会連合・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会[2005]『中小企業の会計に関する指針』日本税理士会連合・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会.
- ¹²⁾ AICPA[1976] Accounting Standards Division, *Report of the Committee on Generally Accepted Accounting Principles for Smaller and/or Closely Held Business*, AICPA.
- ¹³⁾ Hepp, Gerald W. and Thomas W. MacRae[1982] “Accounting Standards Overload: Relief Is Needed”, *The Journal of Accountancy*, Vol. 153, No.5, pp.52-62.
- ¹⁴⁾ AICPA[1983]Special Committee on Accounting Standards Overload, *Report of the Special Committee on accounting Standards Overload*, AICPA.
- ¹⁵⁾ John, Brian and Simon Healeas[2000]*Financial Reporting Standard for Smaller Entities: a Fundamental or Cosmetic Change?*, Occasional Research Paper No.30, ACCA.
- ¹⁶⁾ 日本国会研究学会[2003]『中小企業会計基準に関する基本研究－特に英国の小会社会計基準(FRSSE)を巡って－』課題研究委員会報告（委員長：河崎行照）日本会計研究学会.
- ¹⁷⁾ Accounting Standards Board (AcSB) [2007]Discussion Paper, *Financial Reporting by Private Enterprises*, AcSB.
- ¹⁸⁾ International Federation of Accountants (IFAC) [2006]Information Paper, *Micro-Entity Financial Reporting: Perspectives of Preparers and Users*, Small and Medium Practices Committee, IFAC.
- ¹⁹⁾ IASB[2004] Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- ²⁰⁾ IASB[2007] Exposure Draft, *a Proposed IFRS for Small and Medium-sized Entities*, IASB.
- ²¹⁾ 山下壽文[2012]「わが国の中小企業会計基準の展開～「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって～」『佐賀大学経済論集』（佐賀大学経済学会）第 45 卷第 4 号,pp.49-72.
- ²²⁾ 中小企業の会計に関する検討会[2012]『中小企業の会計に関する基本要領』中小企業の会計に関する検討会.
- ²³⁾ 中小企業庁[2010]「中小企業会計にかかる論点について」(2月 15 日) 中小企業庁事業環境部財務課,pp.1-32.
- ²⁴⁾ 河崎行照[2011]「『中小企業会計指針』を巡る現状と課題」『産業経理』第 70 卷第 4 号,pp.26-34.
- 河崎行照[2012]「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 卷第 1 号,pp.50-55.
- ²⁵⁾ 具体的に、中小会計要領では以下の会計を想定している。
- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思える、理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つ会計
 - ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
 - ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
 - ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計
- ²⁶⁾ OCOBA は、当該基準を設定する権威ある機関が存在しない。これに基づく財務諸表の作成については、AICPA の監査基準審議会（Auditing Standards Board）が公表した監査基準書 62 号「特別報告が主な指針として用いられてきた（浦崎直浩[2013]「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計－AICPA の FRF for SMEs を中心として－」『会計』第 184 卷第 3 号,pp.316-330）。
- ²⁷⁾ Financial Accounting Standards Board (FASB) [2013] *Private Company Decision-Making Framework, A Guide for Evaluating Accounting and Reporting for Private Company*, FASB.
- ²⁸⁾ 山下[2012]²¹⁾ では、中小会計要領は中小企業の商慣行・記帳を十分に検討せずに、大企業向け会計基準である「企業会計原則」等をもとに中小企業の属性を考慮して積み上げていることからトップダウンアプローチであると指摘されている (pp.53-57)。

²⁹⁾ 木原高治[2002]「フィリピンにおける会社制度と計算書類公開制度」『東京農大農学集報』第47卷第3号, pp.164-174.

³⁰⁾ De Leon, Hector S. and Hector M. De Leon, Jr.[2013] *The Law on Partnerships and Private Corporations*, REX Printing Company, Manila.

³¹⁾ Securities and Exchange Commission (SEC) [2011] Securities Regulation Code Rule 68, as amended (version 2011), Philippine SEC, December 2011.

³²⁾ Asian Development Bank [2002] Diagnostic Study of Accounting and Auditing Practices, The Philippines, Asian Development Bank.

³³⁾ フィリピンでは、事業開始にあたりその規模の大きさに関わらず、社名 (business name) を DTI に登録し、その上で個人企業以外の形態をとる企業は SEC に登録を行わなければならない。DTI への社名登録の有効期限は 5 年間であり、5 年毎の更新が義務付けられている。フィリピンの国家統計局 (NSO) では、土地を除く総資産と従業員数の規模により、大企業、中企業、小企業、そしてマイクロ企業とに区分する (表 6 参照)。表 6 から明らかなように、SRC Rule68 (2011) とはその企業規模の区分規準およびその数値指標も異なっていることに留意が必要である。NSO によれば、2011 年における規模別の従業員数をみると、マイクロ企業が 1,778,353 人 (28.02%)、小企業が 1,642,492 人 (25.88%)、そして中企業が 451,561 人 (7.12%) であり、中小企業はあせて 3,872,406 人 (約 61.0%) であり、大企業が 2,473,336 人 (38.98%) であった。

表 6. 企業規模の区分指標

| | 総資産額（土地を除く） | 従業員数 |
|--------|---------------------|-----------------|
| マイクロ企業 | 300 万ペソ未満 | 10 名未満 |
| 小企業 | 300 万以上 1,500 万ペソ未満 | 10 名以上 100 名未満 |
| 中企業 | 1,500 万以上 1 億ペソ未満 | 100 名以上 200 名未満 |
| 大企業 | 1 億ペソ以上 | 200 名以上 |

出所 : MSMED Council, Micro, Small and Medium Enterprise Development Plan for 2011 to 2016, p.6, Republic Act No.9501, sec.3, and NSO.

³⁴⁾ Accounting Standards Council (ASC) [2005] Philippine Accounting Standard (PAS) 101, *Financial Reporting Standards for Non-publicly Accountable Entities*, ASC.

³⁵⁾ Financial Reporting Standards Council (FRSC) [2009] *Philippine Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (PFRS for SMEs)*, FRSC.

³⁶⁾ Philippine Interpretations Committee (PIC) [2007] *Questions and Answers; PAS101.7 Application of criteria for a qualifying NPAE*, PIC, April 2007.

³⁷⁾ Hoffelder, Kathy[2012] "Mind the GAAP Alternatives: More Accounting Options for Small and Midsize Companies are on the Way", *CFO Magazine*, September 1, 2012, CFO (<http://ww2.cfo.com>) .

³⁸⁾ 万代勝信[2012]「『中小企業会計要領』と『中小会計指針』の棲み分けの必要性」『企業会計』(春季号), pp.4-11.

³⁹⁾ 鈴木基史・藪下保弘[2013]「中小企業の会計基準の諸相」『富大経済論集』(富山大学) 第 59 卷第 2 号, pp.153-170.

参考文献

安藤鏡也[2007]「シングル・スタンダード vs ダブル・スタンダードー中小企業の会計基準を手がかりにしてー」『企業研究』(中央大学企業研究所) 第 11 号, pp.159-179.

Cabrera, Ma. Elenita Balatbat and Reynaldo Royo Ocampo[2013] *Financial Accounting and Reporting : Standards and Applications, PFRSs and PASs-Based Volume 1*, GIC Enterprise & Co.

中小企業基盤整備機構[2006]『ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査』2006 年月、独立行政法人中小企業基盤整備機構。

Fajardo, Consolacion L. [2008] *The Evolution of Financial Accounting Standards in the Philippines*, 8th Global Conference on Business & Economics, October 18-19th, 2008, Florence, Italy, pp.1-25.

井上定子[2011]「フィリピンにおける中小企業版 IFRS の導入実態」研究グループ最終報告『各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』(主査:河崎行照) 第 10 章所収、国際会計研究学会。

河崎行照[2013]「中小企業会計の概念フレームワークIASB と米国の新動向ー」『甲南経営研究』第 54 卷第 1 号, pp.23-36.

Manabat, Conchita L. [2000]. The Philippines Accountancy Profession and Globalization, (www.deloitteap.com) .

西村明, ロジャー・ウィレット, ナビール・バイトン編[1995]『アジア太平洋地域の会計』九州大学出版会。

Philippines Institute of Certified Public Accountants (PICPA) [2010] *Guide to PFRS for SMEs*, A Project of the PICPA Southern Metro Manila Chapter, PICPA.

Punongbayan & Araullo[2010] *Accounting Alert, Philippine Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities*, Punongbayan & Araullo, November 2010,

(http://www.punongbayan-araullo.com/pnawebiste/pnahome.nsf/section_docs/R1516T_4-1-11) .

坂本弘樹[2004]「研究ノート フィリピンの中小企業振興と課題 中小企業(SME)の活力を活かした経済開発戦略構築のために」『季刊 国際貿易と投資』第 58 号, pp.92-108.

Salosagcol, Jekell G., Michael F. Tiu and Roel E. Hermosilla[2011] *Auditing Theory : A Guide to Understanding PSA*, GIC Enterprise & Co.

SEC[2002] Primer on SEC's Initial Adoption and Implementation of International Accounting Standards (IAS) / Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) , SEC.

SEC[2005] Rule 68.1, as amended, Special Rule on Financial statements of Reporting Companies Under section 17.2 of the securities Regulation Code, SEC, 25 October 2005.

SEC[2009] SEC NOTICE, SEC, 03 December 2009.

SEC[2010a] SEC NOTICE, SEC, 04 February 2010.

SEC[2010b] SEC NOTICE, SEC, 07 October 2010.

高木泰典[2010]「中小企業会計基準に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』第 53 卷第 1 号, pp.15-26.

Valix, Conrado T., Jose F. Peralta and Christian Aris M. Valix [2013] *Financial Accounting Volume Three*, GIC Enterprise & Co.

World Bank [1999] *Philippines: The Challenge of Economic Recovery*, Washington D.C. World Bank.

World Bank [2001] *The Philippines, Accounting and Auditing, Report on The Observance of Standards and Codes (ROSC)* , December 17, 2001.

World Bank [2006] *Republic of the Philippines, ROSC*, March 15, 2006.